



資料4

府 食 第 7 6 号

平成31年2月18日

食品安全委員会委員長 佐藤 洋 殿

研究・調査企画会議

事前・中間評価部会 座長 山本 茂貴

2019年度食品安全確保総合調査課題（案）について

このことについて、平成31年2月14日に開催した平成30年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会（第7回）における審議の結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

(別添)

2 0 1 9 年度

食品安全確保総合調査課題（案）について

平成31年2月

食品安全委員会 研究・調査企画会議

事前・中間評価部会

2019年度食品安全確保総合調査課題（案）

＜調査課題名＞

食品用器具・容器包装に用いられるビスフェノール A に係る評価手法及び科学的知見（体内動態、毒性、ばく露量、疫学調査等）に関する調査

＜調査の概要＞

平成 20 年に厚生労働省から食品健康影響評価（以下、「リスク評価」という。）が要請された器具・容器包装に係るビスフェノール A（BPA）については、平成 22 年 7 月 7 日の第 13 回器具・容器包装専門調査会において、生殖発生毒性等に関するワーキンググループから「ビスフェノール A（BPA）に関する健康影響について 中間とりまとめ」が報告された。この報告では、中間とりまとめ時点での知見からは耐容一日摂取量（TDI）を設定することは困難であり、今後、低用量影響に関する新たな科学的知見が得られた時点で最終的な評価をとりまとめることとされた。

これを受け、食品安全委員会は、平成 25 年度食品安全確保総合調査「ビスフェノール A の食品健康影響評価に関する評価手法の調査及び情報収集・分析」にて、平成 22～25 年に公表された文献等を対象に調査を実施し、その結果を BPA のリスク評価の再開に向けた基礎資料として活用しているところである。

今般、米国医薬品庁／国立毒性研究センターは、BPA の低用量影響の検証を含むラット 2 年間慢性毒性試験（CLARITY-BPA Program）の最終報告書を、2019 年秋に公表予定としている。また、欧州食品安全機関も、CLARITY-BPA Program の結果を活用し、2020 年までにビスフェノール A の再評価を実施予定としている。

このように、BPA の低用量影響に関する新たな知見が得られつつある状況にあることから、BPA のリスク評価の再開へ向けて最新の知見を得るため、平成 25 年度の調査に引き続き、平成 26 年以降に公表された文献等（BPA に係る評価手法及び科学的知見（体内動態、毒性、ばく露量、疫学調査等））を収集し、情報の整理・分析を行うことが必要である。

＜調査課題名＞

えび、かに及び落花生アレルギーに係る食品表示についての食品健康影響評価のための調査

＜調査の概要＞

食物アレルギーは、我が国の全人口の1～2%が有していると考えられており、食物アレルギーを有する者がアレルゲンを含む食品を摂取すると、過剰な免疫反応により、血圧低下、呼吸困難等の症状を引き起こし、最悪の場合は死に至る。

このような被害を未然に防ぐため、国は、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき、アレルゲンを含む食品に対し、原材料の表示を義務化又は推奨している。

また、平成27年にアレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）が施行され、同法第15条では「国はアレルギー物質を含む食品に関する表示の充実を図るための措置を講ずる」と定められており、本法に基づくアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）では、食品安全委員会の責務として「国はアレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的検証を行う」と定められている。

そこで、食品安全委員会は、自ら行う食品健康影響評価の中で現行の表示について検証を行うため、表示が義務付けられている対象品目について、2017年度は卵・乳を、2018年度は小麦・そばについて調査を実施してきた。2019年度については、えび、かに及び落花生アレルギーに関する諸外国等におけるリスク評価書、国内外における研究文献、アレルゲンデータベースにおける情報等、食品健康影響評価に必要な科学的知見について調査を実施する。

＜調査課題名＞

薬剤耐性菌のリスク評価手法の検討に関する調査

＜調査の概要＞

食品安全委員会では、家畜に使用される抗菌性物質が食品を介してヒトの健康に与える影響について、「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（2004年9月30日食品安全委員会決定）」に基づき評価を実施し、2003年に諮問された抗菌性飼料添加物26成分のうち、22成分について評価を終了している。一方、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに係る食品安全委員会行動計画 2016-2020（2017年3月28日食品安全委員会決定）」において、必要に応じて評価指針等の見直しを行うこととしている。

これまでの薬剤耐性菌に関する調査審議では、諸外国の評価の状況及び手法並びに評価区分やリスクの推定の考え方、特に細菌特有の性質や耐性化によるその性質の変化等を踏まえた評価方法について、継続的な検討を行うこととされ、行動計画ではこれらの点を踏まえて評価手法の見直しを行うこととされたところである。また、現在の評価指針では、十分な情報及び知見が集積されていないことから対象外とされている、家畜等由来の薬剤耐性菌による水圏・土壌環境を介した食品汚染について、WHOのアクションプランを踏まえ、国際的にも知見が報告され始めたところである。

薬剤耐性菌の評価指針等の見直しに当たり、特に上記の点に着目した国際的な評価の状況等及び現在の指針では対象とされていない分野についての文献及びサーベイランスデータ等の収集及び整理を行う。